

告 訴 状

平成26年 4月14日

和歌山地方検察庁 御中

告 訴 人 和歌山市六番丁24番地
ニッセイ和歌山ビル11階
弁護士 豊 田 泰 史



告 訴 人 和歌山市六番丁24番地
ニッセイ和歌山ビル11階
弁護士 太 田 達 也



告 訴 人 和歌山市六番丁24番地
ニッセイ和歌山ビル11階
弁護士 重 藤 雅 之



被告訴人 和歌山市十番丁72
カサ・デ まるのうち201
吉 田 益 夫

第1 告訴の趣旨

被告訴人の下記行為は、刑法第230条（名誉毀損罪）及び刑法第233条（信用毀損罪及び業務妨害罪）に該当するものであるので、捜査の上、
厳重な処罰を求める。

第2 告訴事実

被告訴人は、平成26年2月28日、別紙のとおり、あすか綜合法律事務所の弁護士である告訴人らを、和歌山弁護士会に懲戒請求した旨を、被告訴人が管理する和ネット掲示板の下記スレッドに掲示し、その中で控訴人らの法律事務について、「法的措置をちらつかせての、証拠隠滅・捜査妨害という違法行為の強要」、「いたずらに司法判断の先延ばしを行」っているなどと事実を適示し、「(告訴人らの通知書(資料2)に)問題があった」と記載して不特定多数の者に閲覧させて告訴人らの名誉を毀損し、虚偽の風説を流布して告訴人らの信用を毀損し、さらに偽計を用いて告訴人らの業務を妨害したものである。

記

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>

「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」

第3 告訴に至る事情

- 1 告訴人らは和歌山市内に事務所を置くあすか綜合法律事務所の弁護士である。

被告訴人は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット 掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) (以下、「本件掲示板」という。)を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

- 2 告訴人らは、本年2月初め頃、告訴外有限会社銀徳及び同社の代表取締役である吉村公俊(以下、「相談者ら」という。)から、和ネット掲示板のスレッドに相談者らを誹謗・中傷する名誉毀損、信用毀損的記事が掲載されている旨の相談を受けた。

- 3 上記スレッドは、タイトルを「有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とし、記事の具体的内容は、「給料もらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインさせそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ?」「議

員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればええかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」などといったもので、記事を見た者に、あたかも相談者らが人を騙したり陥れたりしており、暴力団関係者であるかのような印象を与えるものであった（資料1）。

- 4 そこで、告訴人らは、相談者から依頼を受け、本件記事を発信した人物に対してその記事の削除を求めると共に、被告訴人に対して、内容証明郵便にて、和ネットに掲載された相談者らを誹謗中傷する当該スレッド全体を削除するよう求めた（資料2）。

被告訴人に対する告訴人らの請求は、名誉毀損に該当することが明らかである上記記事等を含む和ネット掲示板のスレッド全体を削除するよう求めるもので、仮にこれが削除されない場合には、被告訴人に対する損害賠償請求訴訟等の法的措置をとる旨警告する内容で、弁護士としての業務遂行上、何ら違法性が問題になるようなものではなかった。

- 5 これに対し、被告訴人は、「当サイトで投稿されている内容の大半は、その人物の主張、意見と合致しているのを確認しています。その人物は、自分の主張、意見は名誉棄損・信用毀損に該当しないとして、裁判で争うという意思も確認しています。そのため、当サイトとしては、貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争についての司法の判断によって処置を行うのが妥当と判断しています。」などと回答し、上記誹謗・中傷記事を削除せず掲載し続ける旨の意思を表明した（資料3）。

- 6 その上、被告訴人は、告訴人らによる上記通知に対し、以下の2点が弁護士職務基本規定に違反すると主張して和歌山弁護士会に懲戒請求を行った（資料4）。

- ① 違法記事（名誉毀損記事）を削除するよう求める旨の通知書が、「法的措置をちらつかせての証拠隠滅・捜査妨害という違法行為の強要」

であり、これが弁護士職務基本規定の第一章の基本倫理に違反するということ

- ② 告訴人らが、「いたずらに司法判断の先延ばしを行い、発生すると主張する損害を大きくし、(懲戒請求者に) 損害賠償を要求するという不当な目的のために裁判手続を遅延させている」とし、これが弁護士職務基本規定の第十章第76条に違反しているということ

しかしながら、上記のとおり、告訴人らの法律事務には何ら違法性はなく、これらはいずれも全く言いがかりとしか言いようのないものであり、典型的な懲戒請求の濫用事例といえます。

被告訴人は、この懲戒制度を悪用し、自身の管理する和ネット掲示板において、故意にこの懲戒請求の事実をさらし、あたかも告訴人らが弁護士職務基本規定に違反する不当な法律事務を行っているかのごとき記事を掲載した(資料5)。

- 7 被告訴人のこの行為は、訴外尾園晋造の名誉毀損行為を助長させるだけでなく、告訴人らが相談者の被害回復を図ろうとする正当な弁護士業務を妨害せんとするものである。

以上のとおり、被告訴人の行為は、当職らに対する名誉毀損行為であるとともに、弁護士業務に対する業務妨害行為であり、極めて悪質であるため厳重な処罰を求めるものである。

以 上

第4 添付資料

資料1 和ネット掲示板「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

資料2 内容証明郵便(平成26年2月19日付)

資料3 回答書(平成26年2月28日付)

資料4 和ネット掲示板「あすか綜合法律事務所の弁護士に対する懲戒請求」

資料5 懲戒請求書等(和ネット掲示板に掲載されたもの)